

大口町告示第50号

「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約」の実施細則の一部改正する細則を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務  
の委託に関する規約」の実施細則の一部改正する細則

「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約」の実施細則（平成24年大口町告示第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成26年11月1日から平成31年10月31日まで240円とし、以後、甲及び乙は、5年毎に徴収事務手数料の見直しを行うもの」を「平成31年11月1日から平成32年3月31日まで255円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の単価の積算は、上水道使用料徴収業務に必要な人件費及び業務費の前々年度決算数値を基に上水道の前々年度の調定件数に対する公共下水道及び農業集落家庭排水（以下「下水道等」という。）の前々年度の調定件数の比率を乗じて、下水道等の前々年度の調定件数で除したものを2事業で除し、算出する。この場合において、算出した単価に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この細則は、平成31年11月1日から施行する。